

健全化判断比率と資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全化や再生の必要性を判断するために4つの財政指標「健全化判断比率」と公営企業の経営状況を示す指標「資金不足比率」を議会に報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。また資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることになります。

用語解説

◎実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等をおこなう地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

◎連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

◎実質公債費比率

標準財政規模に対する公債費や公債費に準ずる経費等（一部事務組合の公債費に対する負担金や公営企業の公債費に対する繰出金等）の占める割合の過去3年間の平均です。

◎将来負担比率

公社や第3セクターを含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

◎資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

◎標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる、税収入額や地方譲与税などの税外収入に普通交付税を加えた一般財源の規模を示すものです。